都農町体育施設指定管理業務
公募型プロポーザル実施要領

都農町

目次

１　指定管理者の募集について　..... 3

２　本要領の位置づけ　..... 3

３　施設の概要　..... 3

４　指定管理者の指定期間　..... 4

５　指定管理者が行う業務範囲　..... 4

６　指定管理者の管理運営に要する費用　..... 5

７　指定管理者が行う管理の基準　..... 7

８　指定管理者と町の責任分担　..... 8

９　備品　..... 8

１０　参加資格　..... 9

１１　応募・選定の手続き等　..... １０

１２　参加に際しての注意事項　..... １４

１３　その他　..... １５

１４　問い合わせ　..... １５

1　指定管理者の募集について

都農町（以下「町」という。）では、都農町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年都農町条例第１８号）に基づき設置している施設の管理運営について、利用者サービスの向上と経費の節減を図るため、平成２６年度から指定管理者制度を導入することとしている。

2　本要領の位置づけ

本要領は、ミヤチク藤見公園及びつのこう広場、都農町民体育館、都農町武道館（以下「体育施設」という。）の指定管理者の選定にあたり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び都農町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に準ずるほか、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

3　施設の概要

⑴　施設規模

ミヤチク藤見公園

所在地：都農町大字川北１１７９８番地ほか１１７筆

施設の種類及び名称	概　　要
野球場夜間照明施設	夜間照明４基
陸上競技場施設	４００ｍ全天候型トラック・管理棟
野球場施設	１面
テニス場施設	３面
西側多目的広場	一般用サッカー場１面
ホッケー場	ホッケー場１面
屋内運動場	１棟
その他	駐車場（４箇所）・憩いの広場・トイレ（４箇所） 藤見総合公園・藤見公園南側広場

つのこう広場

所在地：都農町大字川北４６６８番地３

施設の種類及び名称	概　　要
多目的広場	一般用サッカー場１面・夜間照明
ソフトボール場	１面・夜間照明

都農町民体育館

所在地：都農町大字川北４９１０番地３

施設の種類及び名称	概　　要
体育館	バレーコート３面・夜間照明

都農町武道館

所在地：都農町大字川北４９２３番地

施設の種類及び名称	概　　要
武道館	柔道場１面・剣道場１面

⑵　利用時間及び休館日

利用時間及び休館日は、都農町藤見公園運動施設管理規則（平成３年規則第３号)、都農町民体育館設置及び管理等に関する条例（昭和５０年６月１９日条例第１９号)、都農町民体育館管理規則（昭和５０年６月２０日教育委員会規則第１号)、都農町武道館管理規則（昭和４５年１１月１８日教育委員会規則第４号)、つのこう広場管理規則（令和７年１０月２７日教育委員会規則第７号)、つのこう広場の設置及び管理に関する条例（令和７年１０月２０日条例第２４号）のとおりとするが、サービス向上の観点から特に必要と認める場合は、町の承認を得て変更又は臨時的に休館することができる。

ミヤチク藤見公園

施設の種類及び名称	利用時間	休館日
野球場夜間照明施設	午後７時～午後１０時	１月１～３日、１２月２９～３１日
陸上競技場施設	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日
野球場施設	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日
テニス場施設	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日
西側多目的広場	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日
ホッケー場	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日
屋内運動場	午前８時３０分～午後６時	１月１～３日、１２月２９～３１日

つのこう広場

施設の種類及び名称	利用時間	休館日
多目的広場	午前８時３０分～午後１０時	１月１～３日、１２月２９～３１日
ソフトボール場	午前８時３０分～午後１０時	１月１～３日、１２月２９～３１日

都農町民体育館

施設の種類及び名称	利用時間	休館日
体育館	午前８時３０分～午後１０時	１月１～３日、１２月２９～３１日

都農町武道館

施設の種類及び名称	利用時間	休館日
武道館	午前８時３０分～午後１０時	１月１～３日、１２月２９～３１日

4　指定管理者の指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。

但し、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがある。

5　指定管理者が行う業務範囲

⑴　関係法令及び条例・規則の規定を遵守

指定管理者は、下記の法令等を遵守すること

ア　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

イ　労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ　消防法、消防法施行令ほか消防関連法

エ　都農町公園条例（平成１９年都農町条例第２０号）

オ　都農町公園条例施行規則（平成１９年都農町規則第２３号）

カ　都農町藤見公園運動施設管理規則（平成３年都農町規則第３号）

ク　都農町民体育館管理規則（昭和５０年６月２０日教育委員会規則第１号）

ケ　都農町民体育館設置及び管理等に関する条例（昭和５０年６月１９日条例第１９号）

コ　都農町武道館管理規則（昭和４５年１１月１８日教育委員会規則第４号）

サ　つのこう広場管理規則（令和７年１０月２７日教育委員会規則第７号）

シ　つのこう広場の設置及び管理に関する条例（令和７年１０月２０日条例第２４号）

ス　都農町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年都農町条例第１８号）（以下「手続条例」という。）

セ　都農町諸使用料条例（昭和３９年条例第２４号）（以下、「使用料条例」という。）

ソ　都農町情報公開条例（平成１４年都農町条例第２号）

タ　その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

⑵　指定管理業務

ア　運営業務

(ｱ)　利用者のための施設・設備及び備品等の使用に関する業務

(ｲ)　その他施設の管理に関し、町長が必要と認める業務

イ　維持管理業務

(ｱ)　保守点検業務（法定点検、日常点検、清掃）

(ｲ)　設備・備品管理業務

(ｳ)　施設・外構・植栽等維持管理業務

(ｴ)　廃棄物処理業務

(ｵ)　施設敷地内駐車場・駐輪場・グラウンド・建物管理業務

⑶　自主事業（指定管理者が自ら企画・立案して、自己資金で実施する事業）

6　指定管理者の管理運営に要する費用

指定管理者は、体育施設を利用する者等が支払う施設の利用料金を自らの収入とすることができる。

体育施設の管理運営に要する人件費、維持管理費、事務費等の経費は、利用料金のほか、町が支払う指定管理料、その他収入（自主事業による売上など）をもって、指定管

理者が負担することとする。

⑴　指定管理料

指定管理者は、利用者の誘致等により利用料金等の収入の向上に努めること。

指定管理料の上限は、以下とするが、本公募における提案の金額がそのまま指定管理料となるわけではなく、提案の金額を基本に町と協議のうえ指定管理料を決定する。

本件については町議会の議決をもって正式決定される。

≪指定管理料の上限≫

対象範囲：体育施設の管理運営業務に係る指定管理料の上限

上　　限：４０，０００　千円（年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

⑵　指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

ア　指定管理料

イ　利用料金収入

ウ　指定管理者の自主事業実施に伴う収入（提案業務を含む）

(ｱ)　指定管理者は、利用者の誘致等により利用料金等の収入の向上に努め、年度ごとの利用料金収入等の目標を検討すること。指定管理料は、指定管理者に指定された段階において、町と協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

なお、利用者に実費を請求する経費については、指定管理者の支出・収入には計上せず、経費から減額すること。

⑶　利用料金の取扱い

ア　施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱う。また、指定管理者は、町と利用料金の額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金の額を決定する。

イ　使用料条例の規定に該当する場合は、利用料金を減額し、又は免除するものとする。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、事前に協議の上、利用料金の減免の基準を設定することができる。

⑷　指定管理料の改定

ア　本件では物価スライド制度を適用するため、提案時の見積には将来の予測変動を独自に上乗せせず、現行単価で積算すること。

イ　各年度の指定管理料は原則として変更しないこととする。ただし、人件費、物価その他の経済情勢に著しい変動が生じた場合は、公的指標（物価・賃金スライド基準）の変動率に基づき、町と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することができる。

ウ　町及び指定管理者は、協定期間中において、人件費、物価その他の経済情勢の著しい変動が生じたときは、次の各号に定める基準に基づき、協議の上、翌年度の指定管理料を変更することができるものとする。

(ｱ)　対象経費：人件費、光熱費およびその他物件

(ｲ)　算定基準：公的指標の変動率を勘案して算定する。

(ｳ)　適用条件：前号の変動率が一定の閾値（自己負担幅）を超える場合に適用する。

(ｴ)　方向性：物価・賃金の下落により算定額が下がった場合も同様に指定管理料を減額するものとする。

7　指定管理者が行う管理の基準

⑴　都農町情報公開条例の適用

指定管理者は、都農町情報公開条例の規定に基づき、公の施設に関する情報の公開を行うための必要な措置を講じること。

⑵　個人情報の保護に関する法律の適用

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じること。

⑶　運営業務

ア　利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと

イ　利用者の安全対策を第一に運営すること

ウ　利用者に対応する時は、身だしなみを整え、明るく挨拶し、親切・丁寧を心がけること

エ　利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること

オ　施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること

カ　災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること

⑷　維持管理業務

施設や設備は、機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、効率的な運営と必要に応じた保守点検を行うこと。

⑸　自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、体育施設を活用し自主事業を実施できる。

実施にあたっては、自主事業計画書により提案すること。

なお、自主事業は事前に町の承認が必要となる。

ア　自主事業とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し行う事業である。設置条例で定める利用料金以外の料金を参加者等から徴収する事業を含む。

イ　自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属する。

なお実施に要する経費は指定管理料には含まれない。

ウ　自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになるため、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施の許可・承認しないことがある。提案する自主事業の実施承認が応募の前提条件となる場合は、その旨を事業計画書に明記すること。ただし、当該自主事業の提案又は承認は、指定

管理者候補者の選定又は指定を保証するものではない。

エ　自主事業が、指定管理業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

⑹　業務の委託等

業務を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、町の承認を得た場合は、第三者に業務の一部を委託又は請け負わせることができる。

業務の委託等を発注する際には、作業計画書、報告書の提出、履行確認及び検査不合格の場合の措置等の事項について、契約書に明記すること。

⑺　業務の引継ぎ

指定管理者に指定された後は、すみやかに業務引継ぎに入ること。なお、令和９年４月１日以前に、引継ぎのために要した費用は、指定管理者の負担とする。

8　指定管理者と町の責任分担

事　　項		責任の分担
施設等の破損	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	その都度判断し、町と指定管理者が協議し、決定する。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	その都度判断し、町と指定管理者が協議し、決定する。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上または耐用年数の延長につながるものをいう。）	町
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		指定管理者
利用者に係る損害賠償保険		指定管理者

9　備品

⑴　備品等については、都農町財務規則（平成８年都農町規則第２１号）の定める備品台帳を備えて、異動及び廃棄等については、町と協議すること。

⑵　指定管理者は、備品を購入または修繕する必要が生じた場合は、町に報告するとともに協議すること。

⑶　指定管理者は、指定管理料で購入した備品の台帳を整備するものとする。（破損等により廃棄した場合も台帳に記録する。）

⑷　指定管理料で購入した備品の所有権は最終的に町に帰属するものとする。このことから、指定期間が満了する際には、指定管理者と町の間で備品について協議の上、指定管理者は町に対して「寄附申込書」を提出するものとする。

⑸　町は指定管理者へ対して「寄附申込承諾書」を交付するものとする。

⑹　指定管理者は、町が貸与する備品等において、故意または過失により破損又は消失した場合は自己の費用により購入又は調達する。

⑺　指定管理業務で使用するパソコン等の事務機器については、指定管理者が用意すること。

⑻　備え付けの備品等は別途提示する。

１０　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、業務を効率的に実施できる法人であり、以下の⑴～⑵までのすべての要件を満たすものとする。

⑴　体育施設の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げるすべてを満たす法人、その他団体（以下「法人等」という。）とする。

ア　法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人のうち、次のいずれにも該当しないもの。

(ｱ)　破産者で復権を得ない者

(ｲ)　成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３号の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(ｳ)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(ｴ)　公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年経過していない者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定に該当しない者。

ウ　町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止を受けていないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基く更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

オ　法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。

カ　国税及び地方税の滞納がないこと。（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においてはその代表者。）

キ　類似施設の管理業務を行った実績があること。

⑵　複数の法人等による応募

管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

ア　グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ　単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ　複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

１１　応募・選定の手続き等

応募選定のスケジュールは以下のとおりとする。

≪募集から指定管理者選定までのスケジュール≫（暫定）

募集に係る資料配布	令和８年１１月　６日～令和８年１２月　４日
質問及び回答質問の受付	令和８年１１月　６日～令和８年１１月１３日
質問に関する回答・追加説明	令和８年１１月１６日以降
参加申請書類の提出〆切	令和８年１１月２７日１７時
応募書類の提出〆切	令和８年１２月　４日１７時
ヒアリング審査日時の通知	令和８年１２月　７日以降
ヒアリング審査	令和８年１２月中旬
指定管理者の選定結果通知	令和８年１２月下旬
協定の締結に係る協議	令和９年　１月中旬
指定管理者の指定の議決	令和９年　３月中
協定の締結	令和９年　３月下旬頃
指定管理の開始	令和９年　４月　１日～

⑴　募集に係る資料の配布

下記の期間に、都農町ホームページ上で配布する。

ア　配布期間：令和８年１１月６日（金）～１２月４日（金）

対面での交付については、上記配布期間における土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時は除く。）、都農町役場教育委員会教育課にて行う。

イ　配布資料

(ｱ)　本要領

(ｲ)　仕様書

(ｳ)　様式集

(ｴ)　その他資料

⑵　質問及び回答

配布資料に質疑のある団体等は、下記期限までに、「質問書（様式２）」を提出すること。

ア　受付期間：令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１３日（金）午後５時まで

イ　提出方法：メールにて提出すること。電話又は口頭による質問は原則受け付けない。

ウ　提出先：都農町役場　教育委員会　教育課

エ　回答方法：町ホームページに掲載（必要に応じ追加説明書を公表）

オ　回答予定：令和８年１１月１６日（月）以降

⑶　参加申請書類の提出

参加の意思のある団体等は、下記期間までに、次に示す参加申請書類を提出すること。共同事業体で応募する場合には、合わせて「様式６－１～４」の書類も提出すること（団体概要書（様式５）は不要)。

ア　受付期間：令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時は除く。）

イ　提出方法：メール及び郵送、持ち込みにて提出すること。

ウ　提出先：都農町役場　教育委員会　教育課

エ　提出書類：以下の通り（PDF　形式にて作成した電子データをメールにて送付し、かつ、紙媒体で２部提出すること。）

≪資格審査書類一覧≫

(ｱ)　様式３　参加表明書　２部

(ｲ)　様式４　指定管理者指定申請書　２部

(ｳ)　様式５　団体概要書　２部　※法人又は団体の場合必須

(ｴ)　様式６－１　共同事業体構成員表　２部　※グループの場合必須

(ｵ)　様式６－２　共同事業体構成員概要書　２部　※グループの場合、構成員全てを提出

(ｶ)　様式６－３　共同事業体協定書　２部　※グループの場合必須

(ｷ)　様式６－４　委任状　２部　※グループの場合必須

(ｸ)　様式７　応募資格がある旨の誓約書　２部

(ｹ)　附属書類　定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類２部　グループの場合、構成員も全て提出すること。なお、証明書類は１部コピーを可とする。

(ｺ)　履歴事項全部証明書（原本）又は身分証明書　２部

(ｻ)　当該団体等の経営状況を説明する書類（直近決算の貸借対照表・損益計算書）２部

(ｼ)　納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）　２部

(ｽ)　納税証明書（事業税、法人県民税、法人市町村民税）　２部

(ｾ)　営業許可（登録、認可、届出）等の一覧　２部

⑷　留意事項

ア　代表者の氏名及び住所を記載した書類を添付すること。

イ　設立１年未満の会社の場合は、開始貸借対照表を添付すること。

ウ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類を添付すること。

エ　参加表明書の提出後に申請を辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

⑸　事業計画書等提案書類の提出

提出にあたっては、下記期間までに、次に示す提案書類を提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合がある。

ア　受付期間：令和８年１１月６日（金）から１２月４日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時は除く。）（必着）

イ　提出方法：メール及び郵送、持ち込みにて提出すること。

ウ　提出先：都農町役場　教育委員会　教育課

エ　提出書類：以下の通り（PDF　形式にて作成した電子データをメールにて送付し、かつ、紙媒体で２部提出すること。）

≪提案書類一覧≫

(ｱ)　様式８　事業計画書　正本１部　副本１部　※任意様式も可

(ｲ)　様式９　収支計画書・積算書（内訳）　正本１部　副本１部　※任意様式も可

⑹　留意事項

ア　事業計画書（様式８）の本文のフォントは「１１」以上とすること。図表はこの限りではない。

イ　副本は、社名等の個別名が特定できる文言を記載しないこと。

⑺　ヒアリング審査

町が別に定める都農町体育施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により審査を実施する。

⑻　審査方法

指定管理者の選定は、「都農町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」

並びに本要領に基づき実施する。選定審査は、選定委員会による提出書類の提案内容に基づくヒアリングで行う。なお、提案者が１者であっても審査会を実施する。

ア　提出書類の事業計画書（様式８）（副本）の内容に基づくプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を実施し、「都農町体育施設指定管理業務に係るプロポーザル評価基準書」（以下、「評価基準書」という。）に基づき採点・審査を行う。

イ　パワーポイントの使用は可能とするが、提出資料に掲載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うこと、社名等の個別名を特定できる説明を行うことは禁止とする。

ウ　ヒアリング審査の実施時期については、１２月中旬に都農町役場（宮崎県児湯郡都農町大字川北４８７４番地２）での実施を予定している。詳細の時間・場所は令和８年１２月７日（月）以降に通知する。

エ　予期せぬ理由等により、開催方法、開催日時を変更する場合がある。

オ　採点・審査は非公開とする。

カ　ヒアリング審査当日の機器等の準備については、開催日時の通知と合わせて別途通知する。

⑼　選定基準

ア　選定にあたっては、「評価基準書」に基づき、指定管理者としての適性に対する評価を行う。

イ　審査の結果、得点が最も高い者を本公募型プロポーザルの第１候補者として特定し、体育施設指定管理者とする。ただし得点が最も高い者が複数となる場合は、引き続き同一の選定委員会により提案内容の評価項目を再評価して決定する。なお、各審査委員の評価点の平均が６０点に満たない場合は失格とする。

⑽　評価項目・評価視点

「評価基準書」のとおりとする。

⑾　指定管理者の選定結果及び通知

町は、選定委員会による審査結果に基づき、指定管理者を選定し、その結果を、次の要領で全応募者に文書で通知する。

ア　通知時期：令和８年１２月下旬

イ　通知方法：ヒアリング審査参加者全員に文書にて通知し、指定管理者については町ホームページにて公表する。

ウ　予期せぬ理由等により、通知時期を変更する場合がある。

エ　選定結果に関する質疑には一切応じないこととする。

⑿　協定の締結

町と指定管理者は、事業を円滑に実施するために指定管理期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協

定書を締結する。

１２　参加に際しての注意事項

⑴　複数申請の禁止

ア　１応募者につき１申請とする。

イ　共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員又は単独で申請を行うことはできない。

⑵　著作権及び提出書類の取扱い

ア　提出されたすべての書類は、返却しない。町の責任において一定期間保管後、破棄する。

イ　提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

ウ　町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

エ　提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、選考に必要な場合など、町が必要と認めるときは、町は提出書類の全部又は一部を無償で複製・使用できるものとする。

⑶　手続等において使用する言語、通貨等

ア　手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

⑷　参加に係る費用負担

ア　書類作成及び提出に関わる費用など、必要な経費等は全て提案者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した経費等は全て提案者の負担とする。

⑸　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　本要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　審査関係者に対し、審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。

オ　ヒアリング審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ　他者の提案図書を盗用した疑いがある場合

キ　その他の不正行為があった場合

⑹　情報公開

提出書類等は都農町情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象となる。

指定管理者の選考過程に関する情報（提出書類、選定委員会報告書、選定委員会選定調書、選定委員会会議録等）は原則公表しない。なお、応募いただいた事業者名に

ついては、決定事業者のみ公表の対象とする。

１３　その他

⑴　事業の継続が困難となった場合の措置

ア　指定管理者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難になった場合は、町は、指定の取り消しができるものとする。その場合は、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

イ　災害その他の不可抗力など町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないとき町は､協定を解除できるものとする。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

⑵　協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、町と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

１４　問い合わせ

都農町役場　教育委員会　教育課

〒８８９－１２０１　宮崎県児湯郡都農町大字川北４８７４番地２

電話　０９８３－２５－５７２３

FAX　０９８３－２５－１３２１

E-mail　kyouiku@town.tsuno.lg.jp

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前９時から午後５時（正午から午後１時までの間は除く）